

郵便による住民票・戸籍に関する証明書の請求書(法人用)

(あて先)本庄市長

令和 年 月 日

請求者	法人所在地 法人名 法人代表者氏名	印 (代表者印・社印・支店印)	
	担当者住所	連絡先	
	担当者氏名		

どなたの 住民票等が 必要ですか	住所	本庄市	
	必要な方の氏名	(明・大・昭・平・令 年 月 日生)	
世帯全員の住民票(200円)		通	※原則として次の事項が省略されます。 記載が必要な場合は、該当項目に☑をご記入ください。
世帯一部の住民票(200円)		通	
記載事項証明書(200円)		通	
除票・改正原住民票(200円)		通	
不在住証明(200円)		通	
		住居表示変更証明書(無料)	通

どなたの 戸籍等が 必要ですか	本籍地	本庄市	
	筆頭者	(明・大・昭・平・令 年 月 日生)	
抄本・身分証明・独身証明が 必要な場合は、必要な方の氏名		(明・大・昭・平・令 年 月 日生)	
戸籍謄本(450円)		通	附票 謄本(200円) 通
戸籍抄本(450円)		通	附票 抄本(200円) 通
除籍・改製原戸籍 謄本(750円)		通	※附票は原則として本籍・筆頭者の名の記載は省略さ れます。記載が必要な場合は☑をご記入ください。
除籍・改製原戸籍 抄本(750円)		通	
身分証明(200円)		通	※附票に必要な住所 (どこ から)まで
独身証明(200円)		通	
不在籍証明(200円)		通	その他の証明 どのような証明が必要かご記入ください。 () 通

証明が必要な人 との関係	<input type="checkbox"/> 代理人(委任状が必要です)	<input type="checkbox"/> その他(請求理由を具体的にご記入ください)
-----------------	--	--

<請求理由>権利・義務の関係、使用目的、提出先を具体的に記入してください。

(注意) 偽りその他不正な手段により、取得したときは、戸籍法・住民基本台帳法の規定により30万円以下の罰金に処せられます。

記入例

郵便による住民票・戸籍に関する証明書の請求書(法人用)

(あて先)本庄市長

令和 ● 年 ● 月 ● 日

請求者	法人所在地 法人名 法人代表者氏名	■県▲市●●番地 株式会社 ○○○ 代表取締役 □□ □□	(代表者印・社印・支店印) ○之印	
	担当者住所	■県▲市○○番地		連絡先 ●●●-●●●-●●●●
	担当者氏名	△△ △△		

どなたの 住民票等が 必要ですか	住所	本庄市 本庄3丁目5番3号		
	必要な方の氏名	本庄 一郎 (明・大・昭・平・令 33年3月3日生)		
世帯全員の住民票(200円)		通	※原則として次の事項が省略されます。 記載が必要な場合は、該当項目に☑をご記入ください。	
世帯一部の住民票(200円)		1 通	<input type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 外国人項目	
記載事項証明書(200円)		通		
除票・改正原住民票(200円)		通		
不在住証明(200円)		通	住居表示変更証明書(無料)	通

どなたの 戸籍等が 必要ですか	本籍地	本庄市		
	筆頭者	(明・大・昭・平・令 年 月 日生)		
抄本・身分証明・独身証明が 必要な場合は、必要な方の氏名	(明・大・昭・平・令 年 月 日生)			
戸籍謄本(450円)		通	附票 謄本(200円)	通
戸籍抄本(450円)		通	附票 抄本(200円)	通
除籍・改製原戸籍 謄本(750円)		通	※附票は原則として本籍・筆頭者の名の記載は省略され ます。記載が必要な場合は☑をご記入ください。	
除籍・改製原戸籍 抄本(750円)		通	<input type="checkbox"/> 附票に本籍・筆頭者を記載する	
身分証明(200円)		通	※附票に必要な住所 (どこ から)まで	
独身証明(200円)		通		
不在籍証明(200円)		通	その他の証明 ()	どのような証明が必要かご記入ください。 ()

証明が必要な人 との関係	<input type="checkbox"/> 代理人(委任状が必要です)	<input checked="" type="checkbox"/> その他(請求理由を具体的にご記入ください)
-----------------	--	---

<請求理由>権利・義務の関係、使用目的、提出先を具体的に記入してください。

請求者は上記の者に別紙契約書のとおり100万円を貸し付けたが、返済が滞ったため返済を求める文書を送付したところ、あて先不明で返送された。
当該債権の返済を求めるに当たり、債務者の転出先を知る必要があるため。

(注意) 偽りその他不正な手段により、取得したときは、戸籍法・住民基本台帳法の規定により30万円以下の罰金に処せられます。